

改正（パブリックコメント）案	現 行 告 示
<p>建築基準法施行令（昭和五十五年政令第二百二十八号）第七十九條第二項の規定に基づき、同條第二項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の構部部分の構造方法及び同條第七十九條の二第二項の規定に基づき、同條第二項の規定を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の構部部分の構造方法を 次のように定める。</p> <p>平成 年 月 日 国土交通大臣 北側 一雄</p> <p>建築基準法施行令第七十九條第二項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の構部部分の構造方法及び同條第七十九條の二第二項の規定を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の構部部分の構造方法を定める件</p> <p>建築基準法施行令（以下「令」といふ。）第七十九條第二項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の構部部分の構造方法及び同條第七十九條の二第二項の規定を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の構部部分の構造方法は、次のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>1 プレキャスト鉄筋コンクリート及びプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材で、その構造が次のいずれかに該当するもの</p>	<p>建築基準法施行令第七十九條第二項の規定を適用しないプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材及び同條第七十九條の二第二項の規定を適用しないプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材の構造方法を定める件</p> <p>建築基準法施行令（以下「令」といふ。）第七十九條第二項の規定を適用しないプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材及び同條第七十九條の二第二項の規定を適用しないプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材は、次の掲げるものとする。</p> <p>1 プレキャスト鉄筋コンクリート及びプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材で、地階を除く階数が二以下の建築物の基礎（以下「部分」といふ。）に用いられるものでも、その構造が次の各号に定め、基準は適用しているもの又は該基準と同程度の安全性を確保するために、異なる設計、材料、施工その他の措置が講じられており、鉄筋に対するコンクリートの付着割裂について第四号ロの(イ)に定めるいずれかの構造措置により、安全を</p>

~~一 地盤を除く階高が二以上の建築物(用いるもの基礎を除く)で、次に掲げる基準によるもの。ただし、このうちの現住は当該基準と同様以上の耐火性を確保するためには必要最小限とし、モルタル塗りその他の措置を講じてはならない。~~

イ コンクリートの設け基礎強度が二平方メートルにつき二二メートル以上である。

ロ コンクリート使用するコンクリートの品質が日本建築規格(JIS A 5310 (ポルトランドセメント) 100に適合するものとし、単位セメント量を二立方メートルにつき二百五十グラム以上とする。

ハ 耐火性手厚のあるび割れその他の損傷がないものとする。

二 コンクリートの鉄筋に対するがら厚さを次に掲げる構造部分については、次に定められた。なお、まじり込みを禁ずる。

~~(一) 間仕切り壁 (耐火性を除く) 一センチメートル~~

~~(二) 耐火壁 柱又ははり 一センチメートル~~

~~(三) 直接土に接する壁 柱 床等については又は基礎の上の部分 二センチメートル~~

~~(四) 基礎 (基礎の上の部分を除く) のうち柱コンクリートの部分を除く部分 四センチメートル~~

~~あ) 土が確保されている~~

一 コンクリートの設け基礎強度が二平方メートルにつき二二メートル以上である。

二 コンクリート使用するコンクリートの品質が日本建築規格(JIS A 5310 (ポルトランドセメント) 100に適合するものとし、単位セメント量を二立方メートルにつき二百五十グラム以上である。

三 耐火性手厚のあるび割れその他の損傷がないものとする。

四 がら厚さを次に定める基準を適用する。

一 耐火壁以外の間仕切り壁の鉄筋に対するがら厚さは、一センチメートル以上である。

二 耐火壁以外の間仕切り壁以外の部分については、直接土に接するがら厚みの範囲(鉄骨鉄筋コンクリート等の鉄骨に対するがら厚み)については、令第廿九条の二第三項に定める範囲である。ただし、鉄筋に対するコンクリートの付着状態については、(一)から(三)までは、それらの構造部分について安全である。土が確保されている場合においては、コンクリート鉄筋コンクリート等(注)の鉄筋に対するがら厚さは、耐火壁 柱又ははりについては、一センチメートル以上、直接土に接する壁 柱 床等については又は基礎の上の部分については、一センチメートル以上、基礎 (基礎の上の部分を除く) については、柱コンクリ

ポルチメントの鉄骨に対する必要厚さをポルチメントの厚さとする。

く 次のいずれかに定める構造計算により鉄筋の配置量を算出し、当該部分の構造面での著しい耐力不足を確かめる必要がある。ただし、耐震以外の耐震については、この限りでない。

- (1) 次に定める基準に従った構造計算
 - (i) 略
 - (ii) 略

表 略

- (2) 令第81条の六に規定する限界耐力計算又は第81条第2項ただし書の規定に基づき限界耐力計算による場合、同等以上に安全を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算
- (3) 第81条の七の規定による国土交通大臣が定める基準に従った構造計算（第23条第1項第2号、第2項第1号又は第4項の規定による建築物とした場合に限る。）

2 プレキャスト鉄筋コンクリートで造られた基礎ぐい、その構造が

この部分にポルチメントの厚さをポルチメントの鉄骨の厚さとする。ただし、ポルチメントの厚さをポルチメントの厚さとする。

- (1) 次に定める構造計算が行われ安全であることと確かめられた場合
 - (i) 令第81条第1号から第3号まで、規定する構造計算を行うこと。
 - (ii) 鉄筋コンクリートに対する付帯部分を生ずる力、次の表に掲げる式により計算し、当該部分を生ずる力が、それぞれ第1章第4節第4款の規定による材料強度により計算した当該部分の耐力を超えないことを確かめること。

表 略

- (2) 令第81条の六に規定する限界耐力計算又は第81条第2項ただし書の規定に基づき限界耐力計算による場合、同等以上に安全を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算が行われた場合
- (3) 第23条第1項第2号、第2項第1号又は第4項の規定による第81条の七の規定による国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けた場合

2 プレキャスト鉄筋コンクリートで造られた基礎ぐい、その構造が日本工業

これは、題名「○○○○」は、これと同様以上の品数を有するもの

△ △△△ △△△△ (△△△△△△△△△△△△△△) 1000 数量
目 数量 △△△△△△△△△△△△△△

□ △△△ △△△△ (△△△△△△△△△△△△△△) 数量
) 1000 数量 △△△△△△△△△△△△△△

② 数量 △△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△
△△△△

△ △△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△
△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△
△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△
△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△

△ △△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△
△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△
△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△

□ △△△ △△△△ (△△△△△△△△△△△△△△) 10
00 数量 △△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△
△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△
△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△
△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△

- ① 数量 △△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△
△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△
- ② 数量 △△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△
- ③ 数量 △△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△

数量 △△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△
△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△
△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△
△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△
△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△
△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△

三 鋼筋又は鉄骨に於ける鋼筋の断面は、全鋼筋の断面積又は鋼筋の断面積の第一号の規定を遵守する。この規定は、鋼筋の断面中「 πr^2 」の部分を「 πr^2 」の断面の面積に置き換える材料を用いた場合は、鋼筋の断面の面積に置き換える材料の部分の面積を加える。この規定は、鋼筋の断面の面積に置き換える材料の部分の面積を加える。この規定は、鋼筋の断面の面積に置き換える材料の部分の面積を加える。

四 「 πr^2 」及び鋼筋の断面に第一号に規定する材料の断面及び面積

の妨げとなるおそれのあるよこれ、さび等のないものとする。

五 前項第一号への規定によること。

六 第一号に規定する材料の部分を除いた断面による部材又は架構について、構造耐力の著しい低下を生ずるおそれのないものであることを確かめること。